



LOGIENCE
Consulting

物流効率化法 対応・実務ガイド

物流中長期計画 実務ハンドブック ①

制度理解・特定荷主判定編

物流効率化法の基本から、特定荷主の判定、CLOの役割、
対応期限までをわかりやすく解説。

2026年8月版

制度は二段構え。努力義務と、罰則付きの義務は別のものである。

図表 3 全荷主に課される努力義務と、特定荷主に課される義務

全荷主 (規模を問わない)	判断基準に沿った取組の努力義務。積載効率の向上等・荷待ち時間の短縮・荷役等時間の短縮の3分類について、自主的に取り組むことが求められる。2025年4月から適用。取組が不十分な場合、助言・指導の対象になり得る。
特定荷主 (9万トン以上)	上記に加えて、罰則付きの義務。① CLO（物流統括管理者）の選任・届出 ② 中長期計画の作成・提出 ③ 定期報告（毎年）。2026年4月から。命令違反等の場合、100万円以下の罰金。
一定規模以上の 運送・倉庫事業者	荷主と同様に、中長期計画の作成・提出と定期報告が求められる。荷主側の条件が変われば、事業者側の計画にも影響が及ぶ。

指定の有無にかかわらず、影響は避けられない

1 努力義務は全社が対象

判断基準は規模を問わず全荷主に適用される。指定されていないことは、何もしなくてよいことを意味しない。

2 取引先から協議を求められる

特定荷主の取引先は、納品条件の見直しを持ちかけてくる。断り続ければ、条件の悪さが運賃に乘る。

3 条件の悪さは運賃に乘る

荷待ちや附帯作業が多い荷主ほど、車両を確保しにくくなり、単価は上がっていく。

押さえる期限

2025年4月 判断基準（努力義務）の適用開始 / 2026年4月 特定事業者の指定・CLO 選任義務
2026年10月末 中長期計画の提出（2026年度のみ） / 2027年7月末 最初の定期報告 / 以降はいずれも7月末

示唆 「指定されるか」を議論する前に、「自社の条件が説明できるか」を確認する。

自社の立ち位置は、4つの問いで確定する。

図表 5 対象判定フローチャート（実務ツール①）



示唆 「指定されていない」で止めない。②で9万トンに近い企業は、指定を前提に準備を始める。